

## 富士山火山防災対策協議会後援取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、富士山火山防災対策協議会（以下「協議会という。」）の後援の承認について、協議会規約第13条に規定する協議会の運営に関し必要な事項として定めるものとする。

## (名義区分)

第2条 この要領において、後援は、協賛、協力及びこれに類するものを含む。

## (名義使用)

第3条 使用する名義は、「富士山火山防災対策協議会」とする。

## (主催者要件)

第4条 後援の承認の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又は特別の法律に基づき設立された法人
- (3) 新聞、ラジオ、テレビその他の報道機関
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設立目的、団体の存在及び組織が明確であり、事業遂行能力が十分と認められるもの

## (事業要件)

第5条 後援の承認の対象となる事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 富士山の火山災害に対する防災体制の構築の推進及び地域住民等の防災意識の向上に寄与すると認められること。
- (2) 事業の範囲が山梨県、静岡県又は神奈川県にわたり、山梨県内、静岡県内又は神奈川県内で開催されるものであること。ただし、富士山の火山災害に対する防災体制の構築の推進及び地域住民等の防災意識の向上を推進するうえで、特に必要と認めるものについては、この限りではない。
- (3) 収益事業に類するものではなく、かつ、入場料等が適切であること。
- (4) 特定の宗教活動や政治活動を内容としないこと。
- (5) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないこと。

## (申請手続)

第6条 後援の承認を受けようとする者は、後援申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、協議会事務局に、事業実施日の1ヶ月前までに提出するものとする。ただし、「協議会後援」を記載し、告知や募集等を行う場合には、その1ヶ月前とする。

- (1) 団体の存在、事業運営の基礎を明らかにする書類
- (2) 団体の役員その他事業関係者の住所あるいは身分を明らかにする書類
- (3) 当該事業の目的、内容等を記載した事業計画書など
- (4) 当該事業に係る収支予算書
- (5) 過去の事業実績等を明らかにする書類

- 2 第4条第1号に掲げる主催者による事業の場合は、前項(1)及び(2)の書類を省略することができる。
- 3 第1項の規定に係わらず、毎年又は隔年定例的に実施する事業であって、従前において本承認を受けているものの場合は、前回の承認時と変更がない場合に限り同項(1)及び(2)の書類を省略することができる。

(承認)

第7条 協議会事務局は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を通知(文例参照)するものとする。

- 2 後援の承認をする場合は、次の条件を付するものとし、違反した場合は、承認を取り消すとともに、以後申請があった場合には、承認はしないものとする。
  - (1) 事業計画に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
  - (2) 事業終了後は、速やかに後援事業実施結果報告書(様式第2号)を提出すること。
  - (3) 事故防止、救護体制等については、十分に配慮すること。
  - (4) 事業実施に係る経費は、主催者で負担すること。
  - (5) 当該事業を利用して営業を目的とする宣伝や販売行為は、一切行わないこと。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(様式第1号)

後 援 申 請 書

平成 年 月 日

富士山火山防災対策協議会

会長

様

申請者 住 所

名 称

代表者

印

下記の事業の富士山火山防災対策協議会後援を承認されるよう申請します。

記

1 事 業 の 名 称

2 事 業 の 日 時 、 場 所

3 主 催 者 、 共 催 者 、 後 援 者 名

4 事 業 の 目 的 及 び 概 要

5 入 場 料 等 の 有 無 有 ・ 無

(有の場合その種別ごとの金額を記載すること)

6 参 加 対 象 及 び 予 定 者 数

7 連 絡 先

8 参 考 事 項

9 添 付 書 類

(1) 団体の存在、事業運営の基礎を明らかにする書類

(2) 団体の役員その他事業関係者の住所あるいは身分を明らかにする書類

(3) 当該事業の目的、内容等を記載した事業計画書など

(4) 当該事業に係る収支予算書

(5) 過去の事業実績等を明らかにする書類

(様式第2号)

後援事業実施結果報告書

平成 年 月 日

富士山火山防災対策協議会

会長

様

住所

名称

代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号で後援の承認を受けた事業について、次のとおり実施したので報告します。

- 1 事業名
- 2 実施時期
- 3 実施場所
- 4 実施概要
- 5 その他

収支決算書を添付すること。

(文例1：後援承認通知)

第 号  
平成 年 月 日

様

富士山火山防災対策協議会  
会 長

印

富士山火山防災対策協議会后援について

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、次のとおり承認します。

1 後援の承認をする事業

(1) 事業名

(2) 開催時期

(3) 開催場所

2 後援の承認条件

- (1) 承認期間は、承認の日から 年 月 日( 事業終了日)までとする。
- (2) 経費は、主催者で負担すること
- (3) 承認後、事業計画に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- (4) 事業終了後、速やかに、後援事業実施報告書を提出すること。
- (5) 事業の実施にあたっては、事故防止、救護体制等について十分に配慮すること。
- (6) 当該事業を利用して営業を目的とする宣伝や販売行為は一切行わないこと。

(文例2：後援不承認通知)

第 号  
平成 年 月 日

様

富士山火山防災対策協議会  
会 長

印

富士山火山防災対策協議会后援について

年 月 日付け 第 号で申請のありましたことについて、次の理由により承認することができません。

- 1 事業名
- 2 実施時期
- 3 実施場所
- 4 理由